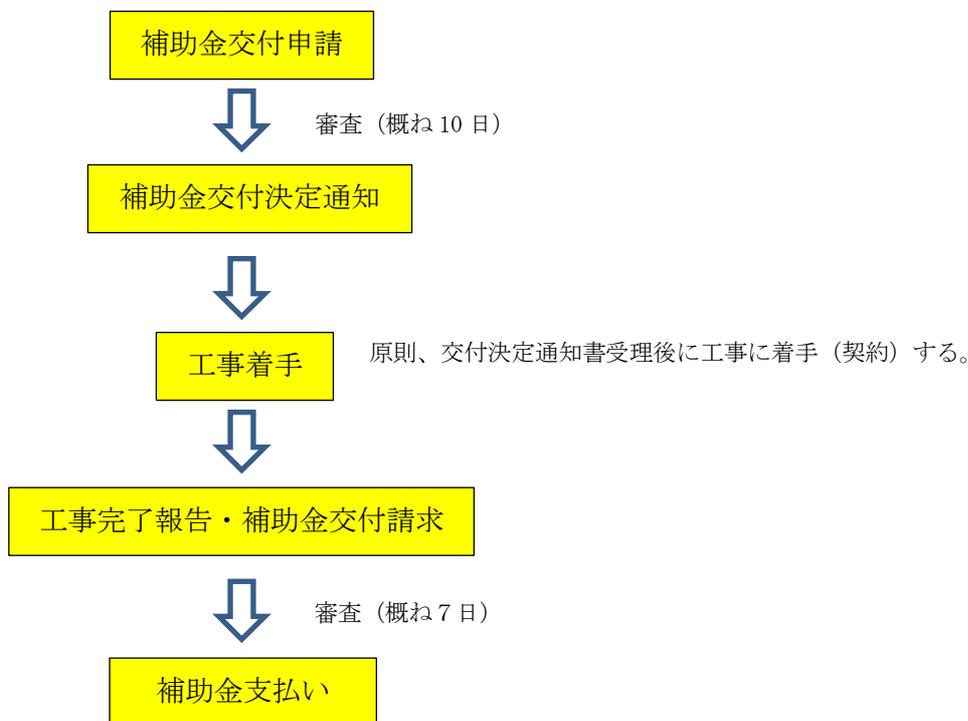


《申請手続き関連》

Q 1. 申請の流れを教えてください。

A 1.



Q 2. 申請時に必要な書類等を教えてください。

- A 2.
- ・大船渡市被災者住宅再建支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)
 - ・り災証明書
 - ・別紙1 (県産材使用工事計画書)
 - ・契約書及び設計図書等 (平面図、立面図、配置図、工事内訳書、確認済証又は検査済証)
 - ・県産材の使用数量調書
 - ・岩手県産材産地証明書等 (県産材であることを証する書類)
 - ・住宅の滅失した状況がわかる写真
 - ・その他市長が必要と認める書類

Q 3. 申請はいつまでにすれば良いですか。

- A 3. 概ね令和8年1月30日(金)までとなります。原則として、施工着手前に交付申請し交付決定を受けてからの着手となります。令和7年3月10日以降で既に着手したものについては、市役所住宅管理課にご相談ください。

Q 4. 工事の完了期限はありますか。

- A 4. 令和8年2月27日までに完了報告書を提出する必要があります。事務手続きを考慮し、余裕をもって補修工事を実施してください。

Q 5. 収入（所得）要件はありますか。

A 5. ありません。

Q 6. 申請書はどこでもらえますか。

A 6. 市役所住宅管理課です。市のホームページからもダウンロードできます。

Q 7. 申請場所はどこですか。郵送での申請はできますか。

A 7. 申請場所は、市役所住宅管理課です。
申請時に聞き取りするため、郵送での申請はできません。

Q 8. 応急修理制度又は被災住宅等補修補助金を利用したのですが、現在の住宅を解体すれば利用できますか？

A 8. 応急修理制度又は被災住宅等補修補助金を利用している場合は、当該補助金の利用はできません。応急修理制度又は被災住宅等補修補助金は、被災した住宅を修理してその住宅に住み続けることが条件となっています。既に受領している補助金等を返還して、当該補助金を利用することもできません。

Q 9. 施工業者による代理申請はできますか。

A 9. 可能ですが、申請時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状（任意書式で可）が必要です。

Q 10. 高齢の親が住むために、被災者でない子が建てる場合は対象になりますか。

A 10. 被災していない方が、被災された方のために住宅を再建する場合、被災し補助対象となる方が、再建した住宅に住むことが確認できれば対象となります。

例えば、遠方に居住している子が、被災した親のために住宅の契約を取り交わす場合、契約者の欄などに被災された方の名前を連名で記載していただくか、被災した方が再建した住宅の住所に異動したことが確認できる書類（新しい住所の住民票の写しなど）を提出していただく必要があります。

Q 11. 被災した者（り災証明書に記載がある者）が全員死亡し、被災した土地などを相続しましたが、そこに住宅を建てる場合は補助対象となりますか。

A 11. 被災された方（り災証明書に記載がある方）が対象となります。被災された方が住まない場合は対象となりません。

Q 12. 補助を受けて再建した住宅を借家として貸し出したいが良いですか。

A 12. 補助事業の要件として、被災者が自ら居住することが要件となっていますので、借家として貸し出すことはできません。

Q 13. 応急仮設住宅から市営住宅に転居したが、やはり住宅を再建したいと考えているが対象になりますか。

A 13. 応急仮設住宅等（賃貸型、建設型、被災により公営住宅に入居した場合も含む）から、公営住宅や民間賃貸住宅等に自力再建として転居（市営住宅で賃料を支払いそのまま住み続ける場合も含む）した場合は、住宅再建したものとみなされることから、補助対象となりません。ただし、既に住宅再建に係る工事契約を締結しており、かつ、やむを得ない事情（工事

等が遅れて応急仮設住宅等を退去する日迄に完成が間に合わない等)があり、一時的に転居する場合は当事業の対象になる可能性がありますので、市住宅管理課までご相談ください。

Q14. 交付決定通知を受領した後に工事の内容が変更になった場合や工事を取止めた場合はどうすればよいですか。

A14. 補助金変更(取下げ)申請書(様式第4号)を提出してください。ただし、内容によっては不要なケースもありますので、事前に市住宅管理課ご相談ください。

Q15. 他の補助金と同時申請は可能ですか。

A15. 他の県産材もしくは地域材の助成事業等の交付決定又は補助金等を受けている場合、又はその他の補助金を申請している(申請する予定)の場合は、申請前にご相談ください。

Q16. 交付対象となる「市長が特別の事由があると認めた者」とはどのような者ですか。

A16. 例えば、半壊に至らないり災証明書の交付を受けており、修理のため被災住宅を調査したところ、予想以上に隠ぺい部の被害が大きいため修理が困難であり、やむを得ず解体しなければならない場合等で、民間の建築士が被害状況を調査し、その建築士の責任でやむを得ず解体しなければならない理由を記載した証明書を提出する等して、市長が認めた者が対象となります。

《工事内容関連》

Q1. 補助の対象となる要件はどのようなものですか。

A1. 以下の要件全てを満たすものが対象となります。

- ・令和7年大船渡市大規模林野火災により被災し、半壊以上のり災証明書に氏名が記載されている者又は市長が特別の事由があると認めた者が、大船渡市内で自己が居住するための住宅を新築又は購入するもの。
- ・被災した住宅を滅失していること。
- ・県産材を10㎡以上使用しているもの。
- ・市内事業者と直接契約して住宅を新築又は購入するもの。
- ・当該事業における補助金額の確定通知を受けて、令和8年3月19日までに補助金交付請求が提出されるもの。
- ・同一のり災証明書にて当該補助金を受けていないこと。
- ・自力再建による賃貸住宅や公営住宅等への転居(賃料を支払いそのまま住み続ける場合を含む)をしていないこと。

Q2. 市内事業者とはどのようなものですか。

A2. 大船渡市内に、本店又は本社(これに準ずるものとして市が認めるものを含む)を置く法人、若しくは、市内に事業所を置く個人事業主となります。市内に営業所があるだけの法人等は対象外となります。

Q3. 契約した事業者は市外事業者ですが、下請け業者で市内事業者が入り県産材の工事を施工しますが対象ですか。

A3. 対象外となります。元請け契約(申請者等と直接契約)した事業者が市内事業者である必要があります。

- Q 4. 個人事業主が自ら行う工事、又は自ら経営する会社が行う工事は対象ですか。**
- A 4. 補助要件に該当する場合は対象となります。ただし、会社（又は個人事業主）との契約書を作成し、完了報告書提出時には代表者印のついた領収書の写しが必要です。
- Q 5. 個人事業主ではないが、申請者が自ら県産材を購入して内装工事を施工（DIY）しましたが対象ですか。**
- A 5. 対象外となります。あくまで市内事業者と契約した場合が対象となります。
- Q 6. 工事を分割して発注した場合は対象ですか。**
- A 6. 補助要件に該当する場合は対象となります。ただし、補助を受けられるのは1回となります。
- Q 7. 県産材の樹種や使用する場所に制限はありますか。**
- A 7. 特にありません。
- Q 8. 1つより災証明書は同一世帯（1枚のり災証明書に被災者全員の名前が記載されている）ですが、世帯分離してそれぞれ新築する予定です。それぞれ補助を受けられますか。**
- A 8. 1つより災証明書につき、補助を受けられるのは1回となります。世帯分離した場合は、どちらかの1世帯のみ補助を受けられます。
- Q 9. 複数回に分けて申請しても良いですか。**
- A 9. 複数回に分けて申請することは出来ません。1つより災証明書につき、補助を受けられるのは1回となります。
- Q10. 提出書類のうち、設計図書等とはどのようなものを提出すればよいですか。**
- A10. 住宅の平面図、立面図、配置図、工事内訳書、確認済証又は検査済証を提出してください。購入する場合で、工事内訳書が無い場合は提出する必要はありません。図面や確認済証及び検査済証は、新築する場合や購入する場合において必要となる重要な書類ですので、必ず提出してください。
- Q11. 契約したばかりで、これから建築確認申請書を提出します。確認済証が交付されていませんが、補助金の申請はできますか。**
- A11. 関係法令に適合した住宅が補助対象となります。確認済証の交付を受けてから申請してください。また、工事が完了したら、検査済証を提出してください。
- Q12. 建築確認申請の手続きをしていませんが対象になりますか。**
- A12. 新築時において、建築確認申請に係る手続きは、一定の条件を除き必要となります。建築確認申請手続きが必要にもかかわらず、手続きをしていない場合には違法建築物となりますので、補助対象とすることは出来ません。
- Q13. 建売住宅（又は中古住宅）を購入した場合でも対象となりますか。**
- A13. 令和7年3月10日以降に建築確認済証を取得し、市内事業者により建てられた住宅で、新築時に県産材を10㎡以上使用しており、県産材の証明書等の提出書類を揃えることが可能で、補助要件に適合すれば対象となります。

Q14. 市外の仲介業者を通して住宅を購入した場合でも対象となりますか。

A14. 上記のQ13に該当する場合は対象になります。

Q15. 中古住宅を購入後に県産材を使用して改修工事した場合でも対象となりますか。

A15. 改修工事の場合は対象となりません。住宅をリフォームする場合は、岩手県の「いわて木づかい住宅普及促進事業」の活用をご検討ください。また、増改築の場合は、市の「地域材利用促進事業」を活用できる場合がありますので、ご検討ください。ただし、同一の工事で各事業を重複して申請はできません。

その他にも条件が異なりますので、必ず工事契約前に下記にお問い合わせください。

※ 問合せ先

- ・いわて木づかい住宅普及促進事業 : 岩手県庁 林業振興課 019-629-5773
- ・地域材利用促進事業 : 大船渡市役所 農林課 0192-27-3111